

香 川 県 報 号 外
香川県監査委員公表第 3 号
別 冊

行政監査結果報告書

～事務事業の外部委託について～

平成 1 8 年 4 月

香川県監査委員

【目 次】

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第3	監査の実施概要	1
1	監査の実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査対象事務事業	1
4	監査の実施方法	1
5	監査の主な着眼点	1
第4	監査の結果及び意見	2
1	外部委託の状況	2
(1)	委託料に係る県支出の推移	2
(2)	部局別委託契約の件数・金額	2
(3)	契約方法別委託契約の件数・金額	3
2	監査対象事務事業の概要	4
(1)	部局別委託契約の状況	4
(2)	委託先別の状況	4
(3)	委託金額別の状況	5
(4)	業務委託の理由	5
(5)	業務類型別の状況	5
3	委託契約手続	7
(1)	契約方法	7
①	契約方法別委託契約の件数・金額	7
②	委託先別の状況	7
③	委託金額別の状況	8
④	業務類型別の状況	8
⑤	契約方法別の平均見積業者数等	9
⑥	指名競争入札の根拠・理由	9
⑦	随意契約の根拠・理由	10
⑧	特定調達契約の状況	10
(2)	継続年数	11
(3)	予定価格の設定	12
①	予定価格の算定方法	12
②	予定価格に対する委託金額の割合（落札比率）	13
(4)	契約書、仕様書等の内容	14
(5)	契約保証金	14
4	委託業務の執行管理等	15
(1)	委託業務の履行確認	15
(2)	再委託の状況	15
(3)	変更契約の状況	16
5	業務委託の評価・見直し等の状況	16
6	改善・検討事項	17

7 意見	2 0
(1) 委託の必要性の検討	2 0
(2) 契約手続の適正化	2 0
① 随意契約について	2 0
② 指名競争入札について	2 1
③ 予定価格の設定について	2 1
④ 契約書等の作成について	2 2
(3) 委託業務の適正な履行確保	2 2
(4) 契約に関する情報の共有化	2 2
(5) 委託業務の見直しの検討など	2 3
(6) 最後に	2 3

<資料>

「別表」業務類型（詳細）別の状況	2 4
------------------	-----

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

事務事業の外部委託について

2 選定理由

香川県（以下「県」という。）では、財政状況が大変厳しい状況にある中、平成15年3月に策定した「香川県行財政改革推進プラン」において、官と民との適切な役割分担を踏まえ、事務事業の徹底的な見直しを行うとともに、民間能力を積極的に活用し、その効率的な執行を図ることとしており、現在、「アウトソーシングの推進に関するガイドライン」に基づき、アウトソーシングを積極的に推進しているところである。

このようなことから、事務事業の外部委託の現状を調査、分析し、委託に係る事務の執行が適正に行われているかどうかについて、経済性、効率性などの観点も踏まえて、監査を実施し、今後の行政事務の改善に資することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成17年9月20日から平成18年3月24日まで

2 監査対象機関

監査対象機関は、平成16年度に事務事業を外部委託した知事部局、水道局、教育委員会及び公安委員会の本庁各課及び出先機関（県立学校、警察署を含む。）並びに県議会とした。

3 監査対象事務事業

平成16年度に締結した予定価格（予定価格を省略している場合は委託金額）が100万円を超える委託契約（経費の支出科目が「委託料」であるものに限る。）に係る事務事業を対象に監査を実施した。ただし、次の委託業務に係るものを除く。

- ・ 工事に係る設計・測量・施工管理等の業務
- ・ 公の施設（指定管理者制度の導入（予定）施設に限る。）の管理運営業務
- ・ 香川県緊急雇用創出基金事業に係る業務

4 監査の実施方法

監査対象機関から監査調書等の提出を求めるとともに、監査委員事務局職員による現地調査や必要書類等の閲覧等の結果を踏まえ、実施した。

5 監査の主な着眼点

- (1) 委託の必要性の検討はなされているか。
- (2) 委託契約に係る事務手続きは適正に行われているか。
- (3) 委託業務の執行に対して適切な管理等は行われているか。
- (4) 委託の事後評価、見直し等は適切に行われているか。

第4 監査の結果及び意見

1 外部委託の状況

(1) 委託料に係る県支出の推移

平成13年度から平成16年度までの決算額における委託料の支出額及び同額の県全体の支出額に占める割合は、次のとおりである。委託料の支出額は毎年減少しているが、その県全体の支出額に占める割合は約4%で大きな変動はない。

(単位:千円、%)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
委託料	一般会計	22,111,260	21,606,848	21,400,870	21,204,307
	特別会計	2,931,219	2,564,392	1,990,448	1,948,929
	企業会計	1,003,714	1,145,066	1,132,426	1,210,873
	合計(A)	26,046,193	25,316,306	24,523,744	24,364,109
全支出額(B)		608,630,330	603,241,480	571,787,508	574,814,830
構成比(A/B)		4.3	4.2	4.3	4.2

(注) 企業会計は収益的収支と資本的収支を合わせたものである。

(2) 部局別委託契約の件数・金額

平成16年度に県が締結した委託契約の件数、金額を部局別にみると次のとおりである。件数、金額ともに土木部が最も多く、次いで健康福祉部となっている。

(単位:件、千円、%)

部局名	契約件数			委託金額		
	件数		割合	金額		割合
知事部局	4,249	(1,707)	77.8	20,476,309	(4,820,891)	88.6
政策部	314	(149)	5.8	883,696	(276,365)	3.8
総務部	289		5.3	1,447,341		6.3
環境森林部	320	(50)	5.9	1,609,895	(120,619)	7.0
健康福祉部	1,012	(6)	18.5	6,768,248	(6,562)	29.3
商工労働部	217	(7)	4.0	1,293,143	(12,201)	5.6
農政水産部	379	(137)	6.9	927,605	(465,065)	4.0
土木部	1,712	(1,358)	31.3	7,456,357	(3,940,079)	32.2
出納局	6		0.1	90,024		0.4
水道局	137	(52)	2.5	276,365	(113,408)	1.2
県議会	11		0.2	41,004		0.2
教育委員会	755	(3)	13.8	1,444,918	(13,722)	6.2
公安委員会	310	(25)	5.7	880,473	(23,321)	3.8
人事委員会	1		0.0	443		0.0
合計	5,463	(1,787)	100.0	23,119,512	(4,971,342)	100.0

(注1) 一人1台パソコン等に係る業務委託、指定管理者制度の導入に係るものは含まれていない。

(注2) ()書きは、工事に係る設計・測量・施工管理等の業務委託分(内数)である。

(3) 契約方法別委託契約の件数・金額

平成 16 年度に締結した委託契約の件数、金額を契約方法別にみると次のとおりである。随意契約が件数で 75.8%、金額で 73.3%と高い割合を占めており、そのうち、単独随意契約は件数で 50.6%、金額で 69.0%となっている。

(単位:件、千円、%)

契約方法	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
一般競争入札	10	0.2	817,466	3.5
指名競争入札	1,312	24.0	5,362,874	23.2
随意契約	4,141	75.8	16,939,172	73.3
単独随意契約	2,766	50.6	15,954,715	69.0
見積り合せ	1,302	23.8	535,312	2.3
コンペ方式等	73	1.4	449,145	2.0
合計	5,463	100.0	23,119,512	100.0

(注) コンペ方式等:コンペ方式とプロポーザル方式を合わせてコンペ方式等という。以下同じ。

また、部局ごとに契約方法別の件数、金額をみると次のとおりである。全委託契約件数に占める随意契約件数の割合は、工事に係る業務委託の多い土木部、農政水産部等で指名競争入札の件数が多いことから低くなっている。

(単位:件、千円、%)

部局名	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		随意契約の占める割合	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
知事部局	7	790,267	1,180	4,732,271	3,062	14,953,771	72.1	73.0
政策部	1	48,605	98	267,274	215	567,817	68.5	64.3
総務部	1	59,850	33	605,909	255	781,582	88.2	54.0
環境森林部	1	34,411	73	219,027	246	1,356,457	76.9	84.3
健康福祉部	1	79,997	32	293,200	979	6,395,051	96.7	94.5
商工労働部			13	48,784	204	1,244,359	94.0	96.2
農政水産部			126	460,494	253	467,111	66.8	50.4
土木部	3	567,404	805	2,837,583	904	4,051,370	52.8	54.3
出納局					6	90,024	100.0	100.0
水道局			52	210,243	85	66,122	62.0	23.9
県議会					11	41,004	100.0	100.0
教育委員会	3	27,199	42	215,871	710	1,201,848	94.0	83.2
公安委員会			38	204,489	272	675,984	87.7	76.8
人事委員会					1	443	100.0	100.0
合計	10	817,466	1,312	5,362,874	4,141	16,939,172	75.8	73.3

2 監査対象事務事業の概要

(1) 部局別委託契約の状況

行政監査の対象とした委託契約の件数は 867 件、委託金額は 7,627,138 千円であり、平成 16 年度に県が締結した全委託契約に占める割合は、件数で 15.9%、金額で 33.0%である。これを部局別にみると次のとおりである。

(単位:件、千円、%)

部局名	監査対象委託契約				全委託契約に占める割合	
	契約件数		委託金額		契約件数	委託金額
	件数	割合	金額	割合		
知事部局	655	75.5	6,161,767	80.8	15.4	30.1
政策部	56	6.5	501,194	6.6	17.8	56.7
総務部	89	10.3	1,238,315	16.2	30.8	85.6
環境森林部	93	10.7	1,017,157	13.3	29.1	63.2
健康福祉部	183	21.1	1,364,688	17.9	18.1	20.2
商工労働部	81	9.3	481,411	6.3	37.3	37.2
農政水産部	37	4.3	136,386	1.8	9.8	14.7
土木部	114	13.1	1,333,912	17.5	6.7	17.9
出納局	2	0.2	88,704	1.2	33.3	98.5
水道局	25	2.9	127,856	1.7	18.2	46.3
県議会	8	0.9	39,743	0.5	72.7	96.9
教育委員会	104	12.0	571,694	7.5	13.8	39.6
公安委員会	75	8.7	726,078	9.5	24.2	82.5
合計	867	100.0	7,627,138	100.0	15.9	33.0

(注) 委託金額は、当初の契約金額(単価契約については支出額)である。

(2) 委託先別の状況

委託契約の相手方(以下「委託先」という。)の状況は次のとおりである。件数で見ると、営利団体が 529 件(61.0%)、非営利団体が 331 件(38.2%)、個人が 7 件(0.8%)となっており、そのうち、非営利団体の内訳は、公益法人が 164 件(18.9%)、その他非営利団体が 134 件(15.5%)等となっている。金額で見ると、営利団体が 5,343,920 千円(70.1%)、非営利団体は 2,253,758 千円(29.5%)となっている。なお、県の外郭団体(県出資 25%以上)は件数で 26 件(3.0%)、金額で 233,262 千円(3.1%)となっている。

(単位:件、千円、%)

委託先	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
営利団体	529	61.0	5,343,920	70.1
非営利団体	331	38.2	2,253,758	29.5
地方公共団体	27	3.1	99,539	1.3
公益法人	164	18.9	1,453,085	19.0
特定非営利活動法人	6	0.7	17,027	0.2
その他非営利団体	134	15.5	684,107	9.0
個人	7	0.8	29,460	0.4
合計	867	100.0	7,627,138	100.0

(注) その他非営利団体とは、社会福祉法人、医療法人、学校法人、協同組合などをいう。以下同じ。

(3) 委託金額別の状況

委託金額別の件数は次のとおりであり、「500万円未満」が572件（66.0%）、「500万円以上1,000万円未満」が133件（15.3%）となっており、1,000万円未満が約8割を占めている。

(単位:件、%)

委託金額	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	合計
件数	572	133	139	23	867
割合	66.0	15.3	16.0	2.7	100.0

(4) 業務委託の理由

業務委託の理由をみると次のとおりであり、「外部の専門的な知識・技術等の活用」が最も多く757件（87.3%）で、次いで「経費節減（人件費を含む。）」が165件（19.0%）となっている。「その他」は、「県とNPOとの協働の推進」などである。

(単位:件、%)

委託理由	契約件数	
	件数	割合
経費節減(人件費を含む。)	165	19.0
外部の専門的な知識・技術等の活用	757	87.3
行政サービスの向上	87	10.0
業務量の変動に対する弾力的な対応	96	11.1
その他	57	6.6

(注) 割合は、監査対象委託契約件数867件に対する割合である。

(複数回答)

(5) 業務類型別の状況

委託業務類型（次頁参照）別にみると次のとおりであり、「専門的な知識や技術を必要とする業務」が433件（49.9%）で約半数を占め、次いで「庁舎等維持管理業務」が200件（23.1%）、「定型的な業務」が86件（9.9%）となっている。なお、詳細な業務類型別の状況は後掲「別表」のとおりである。

(単位:件、千円、%)

業務類型	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
定型的な業務	86	9.9	782,618	10.3
専門的な知識や技術を必要とする業務	433	49.9	4,131,445	54.2
イベント、研修会等の企画運営業務	82	9.5	443,777	5.8
庁舎等維持管理業務	200	23.1	1,391,853	18.2
その他業務	66	7.6	877,445	11.5
合計	867	100.0	7,627,138	100.0

委託業務類型の内容

大 区 分	小 区 分
定型的な業務	データ入力・集計・台帳整備等データ管理業務
	各種アンケート・統計・調査業務
	普及・啓発業務
	窓口サービス業務
	印刷製本業務
	運送・輸送等業務
	免許試験等業務
	その他
専門的な知識や技術を必要とする業務	情報化関連業務(コンピューターシステム開発・変更・運用・保守等)
	機器、設備の保守管理業務(情報化関連業務及び庁舎等維持管理業務を除く)
	検査・試験・分析測定等業務
	調査研究業務(計画・構想策定のための調査研究等)
	技術指導・相談・訓練等業務
	設計・測量・地質調査等業務
	その他
イベント・研修会等の企画運営業務	イベント等の企画運営業務
	研修会・講習会等の企画運営業務
	その他
庁舎等維持管理業務	電気設備の保守点検業務
	空調設備の保守点検業務
	エレベータ(昇降機)の保守点検業務
	消防設備の保守点検業務
	清掃業務
	警備業務
	廃棄物処理業務
	その他
その他業務	広報誌・番組等の編集制作等の業務
	ホームページの作成・管理等の業務
	給食調理業務
	その他

3 委託契約手続

(1) 契約方法

地方自治法第234条第1項は「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条第2項において「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としている。すなわち、地方自治法上は、一般競争入札が原則的な方法であり、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限り、例外的に行うことができるとしている。

一方、契約における経済性、効率性及び公正性の確保の観点から競争入札の率を高めることは重要であるが、業務内容によっては競争入札を実施することが難しいものもあると考えられ、こうした中で近年、業者選定の公平性、透明性などの取組みの一環として、複数の業者から仕様書案や企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続（企画競争）を経た上で、その者を契約相手方とする随意契約（コンペ方式等）が行われている。

① 契約方法別委託契約の件数・金額

契約方法別の委託契約の件数、金額をみると、次のとおりである。

随意契約によるものの割合が高く、件数で77.2%、金額で70.1%を占めている。その中でも単独随意契約によるものの割合が高く、件数で68.2%、金額で65.7%となっている。また、コンペ方式等によるものの割合は、件数で5.9%となっている。

また、競争入札（一般競争入札及び指名競争入札）によるものの割合は、件数で22.8%、金額で29.9%となっている。

(単位:件、千円、%)

契約方法	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
一般競争入札	8	0.9	785,260	10.3
うち総合評価方式	2	0.2	229,018	3.0
指名競争入札	190	21.9	1,494,216	19.6
うち公募型	3	0.3	6,075	0.1
随意契約	669	77.2	5,347,662	70.1
単独随意契約	591	68.2	5,010,561	65.7
見積り合せ	27	3.1	72,455	0.9
コンペ方式等	51	5.9	264,646	3.5
合計	867	100.0	7,627,138	100.0

② 委託先別の状況

契約方法別の件数を委託先ごとにみると次のとおりである。一般競争入札の場合には全てが営利団体、指名競争入札の場合にもほとんどが営利団体であるのに対して、随意契約の場合には、非営利団体の割合が増え、営利団体が51.1%（342件）、非営利団体が47.8%（320件）となっている。

(単位:件、%)

委託先 契約方法	営利団体		非営利団体				個人		合計 件数		
	件数	割合	件数	割合	地方公共団体	公益法人	特定非営利活動法人	その他非営利団体		件数	割合
一般競争入札	8	100.0									8
指名競争入札	179	94.2	11	5.8		7		4			190
随意契約	342	51.1	320	47.8	27	157	6	130	7	1.1	669
単独随意契約	280	47.4	304	51.4	27	157	3	117	7	1.2	591
見積り合せ	27	100.0									27
コンペ方式等	35	68.6	16	31.4			3	13			51
合計	529	61.0	331	38.2	27	164	6	134	7	0.8	867

(注) 割合は、契約方法別の総件数に対する委託先別件数の割合である。

③ 委託金額別の状況

契約方法ごとに委託金額別の件数をみると次のとおりである。「5,000万円以上」では競争入札（一般競争入札及び指名競争入札）による契約の占める割合が30.4%となっており、5,000万円未満におけるそれよりやや高くなっている。

(単位:件、%)

委託金額 契約方法	500万円未満		500万円以上 1,000万円未満		1,000万円以上 5,000万円未満		5,000万円以上		合計 件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
一般競争入札	1	0.2	2	1.5	2	1.4	3	13.0	8
指名競争入札	129	22.5	29	21.8	28	20.2	4	17.4	190
随意契約	442	77.3	102	76.7	109	78.4	16	69.6	669
単独随意契約	376	65.7	95	71.4	104	74.8	16	69.6	591
見積り合せ	24	4.2	2	1.5	1	0.7			27
コンペ方式等	42	7.4	5	3.8	4	2.9			51
合計	572	100.0	133	100.0	139	100.0	23	100.0	867

④ 業務類型別の状況

業務類型別の件数を契約方法ごとにみると次のとおりである。全ての業務類型において随意契約によるものが最も多く、中でも「専門的な知識や技術を必要とする業務」(345件)及び「庁舎等維持管理業務」(128件)で多くなっている。

詳細な業務類型別にみると、後掲「別表」のとおりであり、「専門的な知識や技術を必要とする業務」のうちの「情報化関連業務」(89件)、「技術指導・相談・訓練等業務」(66件)、「機器、設備の保守管理業務」(45件)などで、また、「庁舎等維持管理業務」のうちの「清掃業務」(36件)、「空調設備の保守点検業務」(22件)などで随意契約が多くなっている。なお、コンペ方式等による契約(随意契約)は、「技術指導・相談・訓練等業務」、「イベント等の企画運営業務」などで比較的多く行われている。

(単位:件)

契約方法 業務類型	一般競争入 札	指名競争入 札	随意契約	随意契約			合計
				単独随意契約	見積り合せ	コンペ方式等	
定型的な業務	1	19	66	59	3	4	86
専門的な知識や技術を必要とする業務	6	82	345	310	9	26	433
イベント、研修会等の企画運営業務		8	74	64		10	82
庁舎等維持管理業務	1	71	128	113	15		200
その他業務		10	56	45		11	66
合計	8	190	669	591	27	51	867

⑤ 契約方法別の平均見積業者数等

香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「会計規則」という。）では、指名競争入札に際しては入札指名人名簿に登載した者のうちからなるべく 5 人以上を指名しなければならないとし（第 181 条）、また、随意契約の場合には原則として 2 人以上の者から見積書を提出させなければならないとしている（第 186 条）。

契約方法別の平均見積業者数等をみると次のとおりであり、一般競争入札では 2.8 人、指名競争入札では 4.9 人となっており、また、随意契約のうち、見積り合せでは 2.8 人、コンペ方式等では 4.1 人となっている。

なお、見積書を徴収していない 208 件は、「県の提示価格で契約を締結」した場合などに予定価格を省略しているものである。

（単位：人、件）

契約方法	平均見積業者数等	見積書未徴収の委託件数
一般競争入札	2.8	
指名競争入札	4.9	
随意契約	(1.4)	208
単独随意契約	1.0	208
見積り合せ	2.8	
コンペ方式等	4.1	

（注）見積業者数は、入札の場合には入札参加者数を、コンペ方式等の場合には提案参加者数を表す。

⑥ 指名競争入札の根拠・理由

会計規則では、契約を締結する場合には、原則として一般競争入札によらなければならないが、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合など一定の要件に該当する場合には指名競争入札によることができるとしている（第 179 条）。

指名競争入札によることとした根拠をみると次のとおりであり、「契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない」ことを根拠としたものが最も多く、件数で 80.5%（153 件）を占めている。

指名競争入札を選択する場合には、会計規則に定めるような明確な根拠が必要となるが、執行伺書等に根拠条文のみ記載し、その具体的な理由を記載していない事例が多数あった。

（単位：件、千円、%）

適用条項	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
香川県会計規則第179条第1号 (契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき)	153	80.5	1,190,398	79.7
同条第2号 (競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき)	36	19.0	301,074	20.1
同条第3号 (一般競争入札に付することが不利と認められるとき)	1	0.5	2,744	0.2
合計	190	100.0	1,494,216	100.0

⑦ 随意契約の根拠・理由

会計規則では、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合、緊急の必要により競争入札に付することができない場合などにおいては、随意契約によることができるとしている(第184条)。随意契約は、競争入札と比べて、契約の締結に関する手続が簡略であり、手続に要する費用が安く、また資力、信用、技術、経験等の能力を熟知した相手方を選定できるという利点があるが、無制限に認められると公正な契約制度の趣旨に反するため、一定の要件に該当する場合に限られている。

随意契約 669 件について、随意契約をしている根拠をみると次のとおりであり、634 件(94.8%)が「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」ことを根拠としており、その理由は、委託先が「高度な知識や専門性を有する唯一のものであるため」などとしている。

単独随意契約については、平成15年11月に策定された「契約方法改善指針」において、契約の競争性、公平性、透明性確保の観点から、特定の者に限られる具体的な理由、契約の相手方となり得る者の調査経緯、適用条項等を明確にすることとなっているが、この指針に沿った適切な事務処理ができていない事例があった。

(単位:件、千円、%)

適用条項	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
旧会計規則第184条第1号 (製造の請負の契約でその予定価格が250万円を超えないものをするとき)	1	0.2	2,271	0.1
同条第7号 (契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき)	634	94.8	4,737,328	88.6
同条第8号 (緊急の必要により競争入札に付することができないとき)	5	0.7	10,166	0.2
同条第9号 (競争入札に付することが不利と認められるとき)	6	0.9	18,400	0.3
同条第10号 (時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき)	6	0.9	65,731	1.2
同条第11号 (競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき)	10	1.5	165,194	3.1
同条第12号 (落札者が契約を締結しないとき)				
特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則第16条	7	1.0	348,572	6.5
合計	669	100.0	5,347,662	100.0

(注) 旧会計規則は、平成17年香川県規則第58号による一部改正前のものをいう。

⑧ 特定調達契約の状況

世界貿易機関(WTO)の下で運用される協定の一つで、政府機関による調達について内外無差別原則の確立と手続の透明性の確保を目的とする「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号。以下「協定」という。)を受けて、県では、「特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則」を定め、協定の適用対象となる一定額以上の役務の調達契約を締結する場合には、この規則に基づいて契約事務を行うことになっている。

平成16年度において、適用対象となる契約は14件あったが、適切な事務処理ができていない事例があった。

(2) 継続年数

同一委託先に業務委託した年数を件数で見ると次のとおりであり、1年（平成16年度に当該委託先と新規に契約）のものが304件（35.1%）、平成15年度以前から継続して委託しているものが563件（64.9%）となっている。継続して委託しているもののうち、5年以上継続して委託しているものが398件（45.9%）、そのうち10年以上のものが207件（23.9%）あり、長期間にわたり同一委託先に委託している状況がみられる。特に、随意契約の場合には、5年以上継続しているものが330件と随意契約669件の約半数を占めている。

（単位：件、%）

契約方法	継続年数						合計
	1年 (単年度)	2年	3年	4年	5年以上	うち10年以上	
一般競争入札	7				1	1	8
指名競争入札	84	20	8	11	67	38	190
随意契約	213	64	35	27	330	168	669
単独随意契約	168	58	32	26	307	150	591
見積り合せ	5	2		1	19	15	27
コンペ方式等	40	4	3		4	3	51
合計	304	84	43	38	398	207	867
割合	35.1	9.7	4.9	4.4	45.9	23.9	100.0

委託先別にみると次のとおりであり、委託先が非営利団体の場合には営利団体の場合に比べて同一委託先に継続して業務委託している状況がみられ、中でも公益法人の場合には5年以上継続しているものの割合が65.9%（10年以上のものは46.3%）となっている。

（単位：件、%）

委託先	継続年数												合計 件数
	1年 (単年度)		2年		3年		4年		5年以上		うち10年以上		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
営利団体	200	37.8	52	9.8	22	4.2	24	4.5	231	43.7	89	16.8	529
非営利団体	103	31.1	31	9.4	20	6.0	12	3.6	165	49.9	118	35.6	331
地方公共団体	8	29.6	4	14.8	7	26.0			8	29.6	7	25.9	27
公益法人	33	20.1	13	7.9	4	2.4	6	3.7	108	65.9	76	46.3	164
特定非営利活動法人	4	66.6			1	16.7			1	16.7			6
その他非営利団体	58	43.3	14	10.4	8	6.0	6	4.5	48	35.8	35	26.1	134
個人	1	14.3	1	14.3	1	14.3	2	28.6	2	28.6			7
合計	304	35.1	84	9.7	43	4.9	38	4.4	398	45.9	207	23.9	867

（注）割合は、委託先別の総件数に対する継続年数別件数の割合である。

業務類型別にみると次のとおりであり、5年以上継続しているものが「専門的な知識や技術を必要とする業務」で161件（うち「機器、設備の保守管理業務」48件、「情報化関連業務」35件）、また「庁舎等維持管理業務」で146件（うち「清掃業務」46件、「空調設備の保守点検業務」25件）などとなっており、これらの業務では、長期間にわたり同一委託先に業務委託している状況がみられる（後掲「別表」参照）。

（単位：件）

業務類型	継続年数						合計
	1年 (単年度)	2年	3年	4年	5年以上	うち10年以上	
定型的な業務	47	6	4	2	27	19	86
専門的な知識や技術を必要とする業務	184	41	25	22	161	73	433
イベント、研修会等の企画運営業務	31	3	2	3	43	17	82
庁舎等維持管理業務	15	22	7	10	146	84	200
その他業務	27	12	5	1	21	14	66
合計	304	84	43	38	398	207	867

(3) 予定価格の設定

予定価格は、地方公共団体が契約を締結する場合において、その契約金額を決定する基準として地方公共団体の長があらかじめ作成する見積価格である。

会計規則では、「契約担当者は、契約に付する事項の価格の総額について設計書、仕様書その他の関係書類に基づき、予定価格を定めなければならない。」(第147条第1項)とし、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」(同条第2項)としている。

一方、同規則では、随意契約については「契約担当者が特に必要がないと認めたときは、予定価格を定めないことができる」(同条第3項)としており、これを受けて、次に掲げる場合には予定価格を定めないことができるものとして取り扱われている(平成15年1月31日付け出納局審査課長通知及び平成15年3月27日付け出納局長通知)。また、予定価格を省略する場合には、その理由を執行伺書等に記載することになっている(平成16年2月9日出納局審査課長通知)。

- ・ 県の提示価格で契約を締結するもの
- ・ コンペ等の場合において、あらかじめ上限価格を相手方に示す必要があるもの
- ・ 特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められる随意契約
- ・ 予定価格が50万円を超えない随意契約で、契約担当者が予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認めるもの

なお、随意契約における予定価格は、契約金額決定の上限とされているものではなく、契約の相手方を見積価格の適否を判断する際の基準になるものとされている。

① 予定価格の算定方法

監査対象委託契約867件のうち予定価格を設定しているものは592件、予定価格を省略しているものは275件である。

予定価格を設定している592件について、その算定方法をみると次のとおりであり、「独自に経費等を積み上げて算定」しているものが209件(35.3%)で最も多く、次いで「前年度契約金額を参考に算定」しているものが175件(29.5%)、「単独の参考見積書により算定」しているものが135件(22.8%)となっている。

契約方法別にみると、競争入札(一般競争入札及び指名競争入札)では「独自に経費等を積み上げて算定」が最も多く、次いで「前年度契約金額を参考に算定」となっており、随意契約では「前年度契約金額を参考に算定」が最も多く、次いで「単独の参考見積書により算定」となっている。「その他」は、「予算額を参考に算定」などである。

一方、予定価格を省略している275件について、その理由をみると、「県の提示価格で契約」が211件、「特定の取引価格(料金)により契約」が24件、「コンペ等で上限価格を示して契約」が23件などとなっている。

(単位:件、%)

契約方法	独自に経費等を積み上げて算定		単独の参考見積書により算定		複数の参考見積書により算定		前年度契約金額を参考に算定		その他		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
一般競争入札	7	87.5					1	12.5			8
指名競争入札	103	54.2	24	12.6	11	5.8	44	23.2	8	4.2	190
随意契約	99	25.1	111	28.2	6	1.5	130	33.0	48	12.2	394
単独随意契約	92	26.7	111	32.3	3	0.9	116	33.7	22	6.4	344
見積り合わせ	5	22.7			3	13.7	14	63.6			22
コンペ方式等	2	7.1							26	92.9	28
合計	209	35.3	135	22.8	17	2.9	175	29.5	56	9.5	592

(注) 割合は、契約方法別の総件数に対する予定価格算定方法別件数の割合である。

② 予定価格に対する委託金額の割合（落札比率）

ア 契約方法別にみた予定価格に対する委託金額の割合

予定価格に対する委託金額の割合（以下「落札比率」という。）を契約方法別にみると次のとおりであり、平均落札比率は一般競争入札で 85.1%、指名競争入札で 87.8%、随意契約で 97.1%となっている。

役務の調達契約における予定価格については、積算体系が整理されている工事請負契約と異なり、その妥当性を十分に検証できない面があり、したがって、一概に落札比率の高低をもって競争性の評価をすることはできないが、随意契約の場合の落札比率は競争入札の場合と比較して高くなっており、しかもそのほとんどは 95%以上に集中している。

また、落札比率 100%のものが 126 件あり、これを予定価格の算定方法別にみると、「単独の参考見積書により算定」が 60 件、「前年度契約金額を参考に算定」が 40 件などとなっている。

(単位:%、件)

契約方法	落札比率	平均落札比率	落札比率別件数					合計	
			80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 100%未満		100%
一般競争入札		85.1	3			1	4		8
指名競争入札		87.8	38	6	17	32	75	12	180
随意契約		97.1	6	2	12	45	172	114	351
単独随意契約 見積み合せ コンペ方式等		97.3	5	1	10	39	160	110	325
		94.9	1		1	5	10	3	20
		93.4		1	1	1	2	1	6
合計		93.9	47	8	29	78	251	126	539

(注1) 平均落札比率は、各契約の落札比率(=委託金額/予定価格)の平均である。

(注2) 予定価格を省略しているもの及び単価契約をしているものを除いた539件を対象としている。

イ 業務類型別にみた予定価格に対する委託金額の割合

業務類型別に落札比率をみると次のとおりであり、平均落札比率は「その他業務」を除くと、「専門的な知識や技術等を必要とする業務」で 95.2%と高く、「定型的な業務」で 87.0%と低くなっている。

また、落札比率が 100%のもの（126 件）を業務類型別にみると、「専門的な知識や技術を必要とする業務」が 76 件、「庁舎等維持管理業務」が 34 件などとなっている。

(単位:%、件)

業務類型	落札比率	平均落札比率	落札比率別件数					合計	
			80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 100%未満		100%
定型的な業務		87.0	10		1	5	19	5	40
専門的な知識や技術を必要とする業務		95.2	17	5	13	39	131	76	281
イベント・研修会等の企画運営業務		89.4	5	1	1	3	5	5	20
庁舎等維持管理業務		93.5	14	2	12	28	86	34	176
その他業務		95.7	1		2	3	10	6	22
合計		93.9	47	8	29	78	251	126	539

(4) 契約書、仕様書等の内容

地方自治法第 234 条第 5 項は、「普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」として、契約書の作成を契約の効力の発生の要件とし、これに契約の確定力を与えている。

会計規則では、契約を締結しようとするときは、契約の目的や金額など一定の事項を記載した契約書を作成しなければならないとしており（第 144 条等）、契約の締結に当たっては、契約が適正に履行されているかどうかを確認し、トラブルへの対処方法などを明確にするため、契約書に委託業務の内容や範囲、著作権等の知的財産権の帰属、個人情報保護の保護、再委託に関する事項、実績報告や委託料支払いの方法等を明確にしておくことが重要である。

また、仕様書は、それを基に発注者側は設計し、積算額を算出し、受注者側は入札（見積）金額を算定するもので、契約の履行確認の基になるものであるから、発注者と受注者が業務内容について共通認識を持ち、後日紛争の生じることのないよう具体的なものでなければならない。

契約書の内容をみると、必要な条項が漏れているもの、適時の改定がなされていないものなど不適正な事例や、同種・類似の業務であっても仕様書の内容やレベルが千差万別となっているものがあった。

(5) 契約保証金

契約保証金は、契約に当たって受託者から納付を受け、もし受託者が契約上の義務を履行しないときは委託者である県が没収し、誠実に履行したときは返還されるものであり、契約の履行を担保するための制度である。

会計規則では、原則として受託者は契約に当たって契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない（第 149 条第 2 項第 2 号）が、一定の要件に合致する場合には契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができるとしている（第 152 条第 1 項第 2 号）。

監査対象委託契約 867 件のうち、863 件で契約保証金の免除が行われており、契約保証金が納付されたものは 4 件である。

なお、契約保証金を減免する場合は、その理由を執行伺書等に記載する扱いになっている（平成 16 年 2 月 9 日付け出納局審査課長通知）が、記載されていない事例が多数あった。

4 委託業務の執行管理等

(1) 委託業務の履行確認

地方自治法では、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならないとし（第234条の2）、また、会計規則では、委託により執行された事務事業が適正に履行されたかどうかを確認するため、当該契約が履行された旨の通知を受けた日から10日以内に契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づいて、検査を行わなければならない（第160条第1項）としているが、検査が遅延しているなど、不適正な事例があった。

(2) 再委託の状況

委託先を選定する際には、委託先の契約実績、経営規模、経営状況等を調査検討して判断することから、委託先が委託業務を更に第三者に再委託に出すことを無条件に認めると、当該委託先を選定した発注者の意思に沿わないことになり、また、契約の履行について責任の所在が不明確になって、適正な履行の確保が阻害されるなどのおそれがある。このため、一般的には、再委託は発注者の承認を要することとしている。

再委託の状況をみると次のとおりであり、監査対象委託契約867件のうち再委託をしているものは41件で再委託率（再委託している割合）は4.7%となっている。これを委託先別にみると、営利団体の場合に比べて非営利団体（特に地方公共団体）の場合に高くなっている。

また、県で再委託金額を把握している契約は27件であり、そのうち再委託金額の委託金額に対する割合が50%を超えているものは16件である。

再委託の承認は、「委託業務の一部を専門性を有している企業等に再委託した方が当該業務を行う上で効率的、合理的である」などと判断して行われているが、所要の手続を経ずに再委託されている不適正な事例があった。

(単位:件、千円、%)

契約方法	監査対象契約件数(A)	再委託件数(B)	割合(再委託率)(B)/(A)	委託金額(C)	再委託金額(D)	割合(D)/(C)
一般競争入札	8					
指名競争入札	190	5	2.6	37,943	12,267	32.3
随意契約	669	36	5.4	320,795	137,950	43.0
単独随意契約	591	33	5.6	317,815	136,296	42.9
見積り合せ	27	2	7.4			
コンペ方式等	51	1	2.0	2,980	1,654	55.5
合計	867	41	4.7	358,738	150,217	41.9

(注)委託金額(C)は再委託金額が把握されている契約に係る委託金額である。

(単位:件、千円、%)

委託先	監査対象契約件数(A)	再委託件数(B)	割合(再委託率)(B)/(A)	委託金額(C)	再委託金額(D)	割合(D)/(C)
営利団体	529	15	2.8	66,765	18,904	28.3
非営利団体	331	26	7.9	291,973	131,313	45.0
地方公共団体	27	6	22.2	45,024	35,605	79.1
公益法人	164	7	4.3	136,845	59,371	43.4
特定非営利活動法人	6	1	16.7	2,980	1,654	55.5
その他非営利団体	134	12	9.0	107,124	34,683	32.4
個人	7					
合計	867	41	4.7	358,738	150,217	41.9

(注)委託金額(C)は再委託金額が把握されている契約に係る委託金額である。

(3) 変更契約の状況

契約の内容・期間・契約金額を変更しようとするときは、変更契約を締結しなければならないとされ、そのうち、契約の内容の変更は、当初契約と変更後の契約に同一性が認められる範囲内で行うことができるとされている（出納局「出納事務の手引き」）。

契約変更を行ったものは109件あり、その内訳は、事業内容や業務量の変更に伴い委託金額を変更したものの85件（増額48件、減額37件）、台風の影響等により委託期間を変更したものの20件、その他（委託金額及び委託期間の変更を伴わない業務内容の変更等）4件である。

(単位:件)

変更内容		件数	当初委託金額に対する増減率			
			10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上
委託金額の変更	増額	48 (20)	26 (10)	9 (3)	9 (4)	4 (3)
	減額	37 (6)	26 (5)	4	5	2 (1)
委託期間の変更		20 (10)				
その他		4 (3)				
合計		109 (39)				

(注) ()書きは、当初契約が競争入札によるものの件数(内数)である。

5 業務委託の評価・見直し等の状況

業務委託に当たっては、経済性や効率性の観点から、委託料と直営コストとの比較検討を行ったり、類似事業の内容を調査し、参考資料として活用したりすると思われるが、「直営コストとの比較」や「類似事業との比較」について検討されているものは少なかった。「直営コストとの比較」をしているものは5件であり、県や他県などの「類似事業との比較検討」をしているものは27件であった。

また、既に委託している業務については、その効果を定期的に検証し、必要に応じ、民営化や廃止など、業務のあり方について見直しを行うことが必要であるが、「委託効果の検証」を行ったものは27件と少なかった。

一方、平成16年度に「委託先、契約方法等の見直し」を行っているものは68件であり、そのうち、契約方法の見直しを行っているものは60件であった。「随意契約から競争入札に変更」したものが50件、「単独随意契約から見積り合せに変更」したものが4件などとなっている。また、契約方法を見直したものの委託金額を前年度と比較してみると、競争性の高い契約方法に変更することにより、委託金額が低減化している。

(単位:件、%)

	実施件数	監査対象件数に対する割合
直営コストとの比較検討	5	0.6
類似事業との比較検討	27	3.1
委託効果の検証	27	3.1
委託先、契約方法等の見直し	68	7.8

(単位:件、千円)

契約方法等の見直し内容	件数	委託金額		
		平成15年度(A)	平成16年度(B)	増減額(B)-(A)
随意契約から競争入札に変更	50	491,583	456,007	△ 35,576
うち業務内容に変更のないもの	26	237,339	213,509	△ 23,830
単独随意契約から見積り合せに変更	4	10,432	9,762	△ 670
うち業務内容に変更のないもの	3	9,732	8,967	△ 765
上記以外の契約方法の変更	6	20,205	18,879	△ 1,326
その他の見直し	8	48,589	48,696	107
合計	68	570,809	533,344	△ 37,465

6 改善・検討事項

監査の結果、次のような事例があったので、改善又は検討を要する。

改善又は検討を要する事項	該当する委託契約 (「改善又は検討を要する委託契約一覧」(次頁)の番号で示す)
契約方法について	
単独随意契約の理由を記載していないので、改善を要する。	63, 66, 67, 68, 118
随意契約(見積り合せ)から競争入札への変更について、検討を要する。	7, 8, 58, 59, 60, 62, 64
プロポーザル方式により委託先を選定後、5年以上当該委託先と単独随意契約を行っているので、契約方法の見直しについて検討を要する。	119
特定調達契約について	
特定調達契約に関する契約手続が適切にできていないので、改善を要する。	17, 41, 92, 109
予定価格について	
予定価格の省略理由を執行伺書等に記載していないので、改善を要する。	93, 120
予定価格調書を作成していないので、改善を要する。	45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 56, 57, 65, 67, 68, 75, 78, 117
前年度契約金額等を考慮して、適正な予定価格の設定に努める必要がある。	1, 10, 31, 32, 87, 88, 121, 122
契約書・仕様書等について	
個人情報を取り扱う業務委託であるにもかかわらず、個人情報取扱に関する条項がないので、改善を要する。	5, 6, 14, 30, 33, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 43, 44, 69, 70, 74, 76, 77, 84, 85, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 112, 113, 114, 115, 116
契約保証金を徴収しているにもかかわらず、損害賠償金の一部として充当する旨の条項がないので、改善を要する。	4, 27
履行遅滞に対する遅延利息を8.25%と誤って記載しているので、改善を要する。	71
自動更新契約において解除権留保の条項がないので、改善を要する。	72, 73, 89, 90, 91, 111
履行確認について	
委託期間(事業)終了後速やかに実績報告書等を提出することになっているにもかかわらず、提出が遅延(1ヶ月以上経過)しているので、改善を要する。	36, 37, 112, 113
事業実績報告書を受領後、10日以内に検査を行うことになっているにもかかわらず、検査が遅延しているので、改善を要する。	29
再委託について	
所要の手続を経ずに再委託しているので、改善を要する。	26, 55, 59, 60, 61, 106, 107, 108, 110
契約事務処理について	
年度当初に契約をするべきであるにもかかわらず、契約時期が遅延しているので、改善を要する。	2, 3, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 28, 34, 79, 80, 81, 82, 83, 86, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105

改善又は検討を要する委託契約一覧

番号	委託業務の名称	所属
1	小豆合同庁舎合併処理浄化槽管理業務	小豆総合事務所
2	ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務	小豆総合事務所
3	吉田ダムエレベーター保守点検業務	小豆総合事務所
4	香川県庁舎映像情報システム運用業務	情報政策課
5	データエントリ業務	情報政策課
6	自動車税納税通知書プリント業務	情報政策課
7	自動扉開閉装置(本館)保守点検業務	総務学事課
8	ゴンドラ保守点検業務	総務学事課
9	本館衛生設備保守点検業務	総務学事課
10	(本館・警察本部庁舎)消火設備保守点検業務	総務学事課
11	(東館等)消火設備保守点検業務	総務学事課
12	(本館・警察本部庁舎)自動火災報知設備保守点検業務	総務学事課
13	(東館等)自動火災報知設備保守点検業務	総務学事課
14	消防団活性化事業等実施業務	防災局
15	香川県防災行政無線設備保守点検業務	防災局
16	香川県震度情報システム保守点検業務	防災局
17	香川県防災情報システムセンターシステム保守業務	防災局
18	香川県防災情報システム端末システム保守業務	防災局
19	香川県災害対策本部室機器保守業務	防災局
20	自動火災報知設備保守保全業務	文書館
21	中央監視設備点検業務	文書館
22	ガス焚冷温水発生機保守点検業務	文書館
23	空調機・熱交換器・加湿器点検業務	文書館
24	自動制御機器点検業務	文書館
25	昇降機保守点検業務	文書館
26	環境保全活動推進事業委託(エコライフかがわ)	環境・水政策課
27	「香川の環境」コンテンツ管理等業務委託	環境・水政策課
28	水生植物を活用した水質浄化実証施設維持管理業務	環境管理課
29	浄化槽維持管理強化指導業務	廃棄物対策課
30	夜間・休日パトロール業務	廃棄物対策課
31	中間処理施設清掃業務	直島環境センター
32	中間処理施設消防用設備等保守点検業務	直島環境センター
33	中間処理施設見学者対応業務	直島環境センター
34	実験排水処理設備保守点検業務委託	保健医療大学
35	母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育て支援課
36	障害者ケアマネジメント従事者新規研修	障害福祉課
37	香川県障害者スポーツ大会開催事業	障害福祉課
38	第4回全国障害者スポーツ大会派遣事業	障害福祉課
39	老人性痴呆指導対策業務委託	障害福祉課
40	精神障害者退院促進支援事業業務委託	障害福祉課
41	香川県立病院情報システム運用保守支援業務委託	県立病院課
42	保健師助産師看護師実習指導者講習会事業委託	医務国保課
43	食品衛生責任者養成講習会等委託	生活衛生課
44	地区衛生組織育成事業委託	生活衛生課
45	MRI保守点検	白鳥病院
46	エレベーター保守点検業務委託	白鳥病院
47	臨床検査業務委託(血液)	白鳥病院
48	臨床検査業務委託(病理組織)	白鳥病院
49	庁舎清掃業務委託	白鳥病院
50	医事会計業務委託	白鳥病院
51	給食外部委託	白鳥病院
52	臨床検査業務	津田病院
53	臨床検査業務	津田病院
54	病理検査業務	津田病院
55	日立製生化学自動分析装置保守点検業務	中央病院
56	基準を上回る寝具の洗濯業務	中央病院
57	宿日直業務	中央病院
58	第一種圧力容器定期検査用整備業務	中央病院
59	中館及び北館空調機保守点検業務	中央病院
60	空調機、パッケージエアコン、フィルターユニット、ポンプ等保守点検業務	中央病院

番号	委託業務の名称	所属
61	無停電電源装置保守点検業務	中央病院
62	エレベータ保守点検	丸亀病院
63	電気工作物保守点検(本館)	丸亀病院
64	消防設備点検	丸亀病院
65	臨床検査委託	丸亀病院
66	庁舎清掃委託	丸亀病院
67	歯科補綴物の技工委託	丸亀病院
68	寝具類洗濯	丸亀病院
69	県産品総合振興対策事業	観光交流局
70	香川ブランド戦略推進事業	観光交流局
71	香川アートフォーラム記録記事掲載等業務	観光交流局
72	庁舎警備業務	高松高等技術学校
73	警備業務	丸亀高等技術学校
74	平成16年度小規模企業者等設備導入資金貸付診断費等業務	経営支援課
75	農薬登録に必要な作物分析資料作成業務委託	農業経営課
76	盆栽芸術との出会いの場づくり推進事業	農業生産流通課
77	香川県畜産経営技術高度化促進業務	畜産課
78	自家用電気工作物の保安管理業務	長尾土木事務所
79	寒国川逆流防止水門外2水門保守点検業務	長尾土木事務所
80	内場ダムテレメーター・放流警報設備等保守点検業務	高松土木事務所
81	新川逆流防止樋門の保守点検業務	高松土木事務所
82	春日川潮止堰外4水門の保守点検業務	高松土木事務所
83	相引川排水機場の保守点検及び運転監視業務	高松土木事務所
84	柵川ダム建設に伴う登記業務	高松土木事務所
85	柵川ダム建設に伴う登記業務	高松土木事務所
86	平成16年度 長柄ダム・田万ダムテレメータ警報設備等保守点検	中讃土木事務所
87	朝日町緑地朝日グリーンパーク内清掃等業務委託	高松港管理事務所
88	サンポート駐輪場内自転車等整理業務委託	高松港管理事務所
89	高松港旅客ターミナルビル等清掃業務委託	高松港管理事務所
90	高松港旅客ターミナルビル等警備業務委託	高松港管理事務所
91	高松港旅客ターミナルビル等設備管理業務委託	高松港管理事務所
92	香川県水防情報システム保守管理委託	河川砂防課
93	県営住宅牟礼団地の敷地調査等業務	住宅課
94	香川県営住宅管理システムの保守業務	住宅課
95	宅地建物取引業免許事務等の電算処理業務の委託について	住宅課
96	平成16年度宅地建物取引主任者証交付業務の委託について	住宅課
97	木造住宅に関する普及・啓発活動の業務	住宅課
98	木造住宅耐震対策推進業務	住宅課
99	道路通行規制管理・通行規制情報提供システム保守業務委託	道路保全課
100	道路情報管理業務委託	道路保全課
101	府中ダム諸量処理設備点検業務委託	県営水道事務所
102	西部・中部浄水系計装システム点検業務委託	県営水道事務所
103	綾川・東部浄水系計装システム点検業務委託	県営水道事務所
104	中継加圧ポンプ場管理業務委託(西方面)	県営水道事務所
105	中継加圧ポンプ場管理業務委託(東方面)	県営水道事務所
106	綾川浄水場排水処理設備運転・産業廃棄物運搬業務委託	県営水道事務所
107	GC/MS(日本電子JMS-AMSUN200型)点検業務委託	県営水道事務所
108	ICP/MS点検業務委託	県営水道事務所
109	香川県立学校内LANシステムに係る運用支援業務	高校教育課
110	県立学校内LANにおけるグループウェア「Do-Port」の保守業務	高校教育課
111	Windows系サーバ等機器(H15整備分)運用支援業務	高校教育課
112	第59回国民体育大会夏季大会香川県選手団派遣事業	保健体育課
113	第59回国民体育大会秋季大会香川県選手団派遣事業	保健体育課
114	第60回国民体育大会冬季大会香川県選手団派遣事業	保健体育課
115	第53回全国青年大会派遣事業	保健体育課
116	少年団地域活動推進事業	生涯学習課
117	生涯学習情報提供システムによるサービス提供業務	生涯学習課
118	機械警備及び巡回警備業務	屋島少年自然の家
119	中学校給食調理委託業務	高松北高校
120	外地補給等委託業務	多度津水産高校
121	スクールバス運行管理業務	香川東部養護学校
122	スクールバス運行管理業務	香川西部養護学校

7 意見

監査対象事務事業に関する個別的な改善・検討事項については、「6 改善・検討事項」に示したとおりであるが、今後、全般的に検討、推進する必要があると思われる事項を意見として以下に述べる。

(1) 委託の必要性の検討

事務事業の外部委託に当たっては、県と民間等との適切な役割分担を踏まえ、その業務が委託になじむのかどうかを検討するとともに、県自らが実施する場合とのコスト比較をはじめ、委託により適正な業務執行や行政サービス水準の確保ができるのかなど様々な観点からの検討を行い、最も合理的な方法を選択する必要がある。また、委託後に委託目的の達成状況や成果の活用状況を客観的に判断できるように、できる限り、事前に数値目標や判断基準を設定するように努める必要がある。

(2) 契約手続の適正化

① 随意契約について

ア 県が行う契約は、原則として競争入札により締結するものであり、随意契約は例外的な契約方法であることに留意する必要がある。監査の結果、委託契約の7割強は例外的な契約方法である随意契約により契約が締結されていることが明らかになった。今後、委託契約を締結するに際しては、競争入札が原則であることを踏まえ、随意契約とするものの妥当性を十分に検討する必要がある。

特に、単独随意契約の場合には、より一層、透明性や公正性を確保することが一般的に要請されていることを踏まえ、単独随意契約とするものの妥当性を十分に検討し、慎重かつ適切な運用が行われることが望まれる。単独随意契約により5年以上同一の委託先に業務委託している事例が多数あったが、このような業務委託については、当初の業務委託後の社会経済情勢の変化などを踏まえ、委託先が正当な理由なく長期固定化することのないよう、他に受託可能な者が存在しないかなどを十分に調査検討し、競争性、透明性の確保により一層努めることが必要である。

イ 単独随意契約が許される場合の要件について、厳密なチェックを行うため、単独随意契約とする場合には、執行伺書等に特定の者に限られる具体的理由、契約の相手方となり得る者の調査経緯、適用条項等を明確にする取扱いとなっているが、監査の結果、執行伺書等に添付されている理由書には、「実績がある」、「業務内容に精通している」等の簡単かつ定型的な文言が記載されているだけで、例外とされる随意契約の要件を具備していたか否かについて、事後的に判断することが難しいものがあつた。今後は、随意契約とする執行伺書等に「入札に適しない理由」や「入札に付することが不利となる理由」等について、できる限り具体的かつ詳細な理由を記載するなど取扱いをより一層、徹底する必要がある。

ウ 随意契約のうち一定額以上の随意契約については、ホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、契約理由等を整理し公表することを検討するなど、随意契約手続の透明性のより一層の向上に努められるよう要望する。

エ 随意契約は競争が制約され落札比率も高くなる傾向にあるので、一定額以上の随意契約を締結する場合には、効率性、経済性、公正性の観点から、委託先の選定、委託金額、契約方法等について審査する委員会などの設置を検討されるよう要望する。

オ コンペ方式等により契約をする場合、企画提案を審査する審査委員会の設置に当たっては、公平性や透明性の確保に配慮することが重要であり、審査委員の構成は行政内部の職員に加え、できるだけ学識経験者や有識者などの外部委員も含めて設置することを検討する必要がある。

カ 単独随意契約の件数が多い業務については、社会環境の変化などを踏まえ、次のような点にも留意して、より競争性、透明性を高める余地がないか検討する必要がある。

a 庁舎維持管理業務

- i 電気設備や空調設備、エレベータの保守点検業務等については、安全性や故障時における迅速、的確な対応などの問題も踏まえ、競争入札への移行ができないか検討する必要がある。
- ii 一定の政策目的をもって特定の団体に単独随意契約により委託している庁舎清掃業務については、契約手続の透明性・公正性を高めるとともに、競争入札への移行に努める必要がある。
- iii 庁舎維持管理業務については、多くの場合、各庁舎管理者が個々に業者と委託契約を締結しているが、スケールメリットを生かす観点から、庁舎を地域ごとにグループ分けして一括して契約を締結するなど、共同委託の可能性を検討する必要がある。
また、庁舎の維持管理については、FM（ファシリティマネジメント）手法を取り入れた取組みを行う中で、コスト削減を図っていく必要があるものとする。
* FM（ファシリティマネジメント）とは、「企業・団体などの全施設及び環境を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動」である（社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会資料より）。

b 情報化関連業務

情報化関連業務は、その多くを開発業者と単独随意契約しているが、業者が提示した価格を基に契約を結ばざるを得ない状況になっている。情報システムについては、現在、情報システム調達審査委員会を設置し、情報システム調達指針を策定して改善に取り組んでいるところであるが、情報システム全体の最適化を図る中で、システムのオープン化等により競争環境を創出することによって、コスト削減を図る必要がある。

c 機器、設備の保守管理業務

近年、これらの業務については競争による業務委託が可能となる例も増えており、常に見直しを行い、競争範囲を拡大していく必要がある。

また、医療機器のような特殊・高額な機器等の保守点検業務などで競争性がほとんど働いていないものについては、その機器等の購入時に、将来生じる保守点検費用も含めたライフサイクルコストについて考慮しておく必要がある。

② 指名競争入札について

ア 入札の原則は一般競争入札であり、指名競争入札は例外的に認められているのであるから、指名競争入札は、その要件を十分に認定した上で実施すべきである。一般競争入札の事務手続は、指名競争入札の手続に比べ、手間と時間が掛かるからといって、安易に指名競争入札によるべきではない。指名競争入札で行わなければならない合理的理由があるのか十分に検討することが必要であり、合理的理由がない場合には一般競争入札により契約を締結すべきである。

イ 指名競争入札により委託契約を締結する場合には、契約事務の透明性やチェック体制の強化を図る観点から、根拠条項及びその具体的理由、指名業者選定の考え方を執行伺書等に明記する必要がある。

ウ 指名競争入札において、同一の業者が継続して落札している事例がみられるので、その要因を調査分析するとともに、競争原理が十分に機能するような対策を講ずる必要がある。

③ 予定価格の設定について

ア 予定価格の設定に当たっては、契約価格の基準となる予定価格の重要性を認識し、その時点で最も合理的な予定価格の設定に努める必要がある。

契約の締結に当たり、前年度の契約金額をそのまま予定価格としている事例があったが、できるだけ情報を収集し、契約時点での実勢価格を把握するなどして予定価格の設定に努めるべきである。また、委託先から参考に徴した見積書の価格（又は、それを端数処理した額）を予定価格としている事例があったが、参考見積りをもとに予定価格を作成する場合には、原則として複数の業者から参考見積りを徴収し見積りの比較を行うとともに、取引事例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める必要がある。今後は、経費を削減するためにも、業者からの参考見積りにのみ頼ることなく、積算基準を定めるなど

して、県が独自に予定価格を適切に積算できるように努めるべきである。

イ 予定価格の積算内訳を示す資料が添付されていない事例があったが、予定価格の設定に当たっては、その妥当性を検証できるよう積算根拠を明確にしておく必要がある。

また、予定価格を設定していない場合には、委託料の積算根拠を明確にして、その妥当性を検証できるようにしておく必要がある。

ウ 庁舎管理業務や高度（特殊）な専門知識を必要とする情報化関連業務などについては、県全体として、予定価格の算定方法について、情報の共有化や各所属間の調整、統一的な基準の作成などを行うシステムの構築について検討する必要がある。

④ 契約書等の作成について

委託契約の内容は、委託業務の内容や性質によって異なるため、契約書にはそれぞれの内容や性質に応じて適切な条項を設定すべきである。監査の結果、必要な条項が設けられていないものなど不備な契約書があったが、契約書の作成に当たっては、委託業務の実態に合わせ契約書に必要事項が漏れなく記載されているか、関係法令等に抵触するなど契約内容に不適当な点がないかなど一つ一つの条項について十分検討・確認し、安易に前例を踏襲することのないようにしなければならない。また、仕様書等については、競争性を高める観点からも、できる限り一般的、具体的なものになるように努める必要がある。

(3) 委託業務の適正な履行確保

ア 委託業務の適正な履行を確保するためには、委託業務の実施過程において、委託業務が契約書や仕様書等に沿って適切に実施されているか、また、効率的、効果的に実施されているかなどについて、適宜、適切に指導監督を行うことが重要である。履行確認をできるだけ効率よく適正に行うための方法を工夫するなどして、委託業務全般について必要な指導、監督が実施されることを要望する。

イ 再委託の場合、発注者として委託先を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮して承認することが必要である。再委託しているにもかかわらず契約書に再委託に関する規定がない事例や再委託金額を把握していない事例がみられたが、適正な業務の執行を確保し、再委託の効率性、合理性等の判断をするといった点からも再委託に関する規定を契約書に明記するとともに、再委託金額を把握しておく必要がある。

ウ 変更契約を行っている件数が多くあり、中には、指名競争入札により契約をした後に、当初の契約金額を大幅に増額する変更契約をしている事例があったが、変更契約は当初契約の公正性や競争性を損なうおそれがあることから、当初契約の際に、仕様の精査等を十分に行うとともに、当初契約と変更後の同一性判断を厳正に行い、安易な変更契約の抑制に努める必要がある。

エ 庁舎維持管理業務や機器・設備の保守管理業務などについては、委託期間終了後、他の保守管理者等に業務委託する場合に、それまでの保守点検の結果、故障や部品交換の状況等を示し、適切な業務執行を確保することが重要であるため、機器・設備の保守点検の状況及び部品交換等の履歴を整理しておく必要がある。

(4) 契約に関する情報の共有化

業務委託に関する契約事務は、各部局（所属）ごとにそれぞれ実施されており、情報の共有化が十分に行われていない状況にあると思われる。例えば、清掃や警備などの庁舎管理業務については、多くの庁舎において委託されているが、業務内容、予定価格の算定方法、契約書や仕様書の様式等が所属により様々である。

委託に際しては、個々の業務の特性等を考慮して行うことが重要ではあるが、同種又は類似業務の委託については、統一的な基準のもとに実施されることが望ましいと考えられるので、契約のノウハウを一元的に所管する組織の必要性を含め、契約に関する情報の共有化を図るための方策を検討し、事務処理の効率化、適正化を図る必要がある。

(5) 委託業務の見直しの検討など

ア 業務委託に当たっては、サービスの質やコストの妥当性など、その効果を適時検証し、その検証結果に基づいて、必要に応じ、執行方法や委託内容、委託料の積算等について見直しを行うなど、適正な事務事業の執行に努める必要がある。

特に、複数年度にわたり同一業務を外部委託している場合には、社会経済環境の変化等に対応した見直しの検討が必要であり、中でも、同一の委託先に継続して委託を行っている業務については、公正性、透明性を確保するためにも、適宜の見直しの検討が必要である。

なお、契約方法を随意契約から競争入札に変更した場合においても、従前からの委託先が落札することが多い状況がみられることから、実績者有利の状況を低減し、公平な契約機会の提供に努める必要がある。

また、複数年で契約する方がサービスの向上やコストの削減等が期待できるものについては契約の方法の見直しを検討したり、また、委託業務の範囲を精査し競争できる部分は分割して契約を行い経済性の確保に配慮することも必要である。

イ 委託業務の執行に実際に要した費用を把握し、検証した結果は、翌年度以降の契約において委託金額を算定する際の重要な判断材料となることから、特に、競争原理の働かない単独随意契約の場合や見積書を徴収せずに県から委託金額を提示して契約をする場合には、業務完了後、委託先からできる限り詳細な収支報告を求めるなどして、委託金額の妥当性を検証しておく必要がある。

ウ 委託契約の競争性、透明性、公正性をより一層高めていくためには、職員の更なる意識改革が必要であり、常日頃から担当者の注意喚起やコスト意識の醸成を図るとともに、審査・指導機能が十分に発揮される体制を整備しておく必要がある。

(6) 最後に

監査の対象とした事務事業の外部委託については、全般的には、概ね適正に執行されていると認められたが、先に述べたように、改善すべき事項や今後の課題として検討を要する事項が見受けられたので、速やかな対応を望むものである。

また、今回の監査を契機として、監査の対象とならなかった外部委託も含めて、契約方法や委託金額の妥当性の検討、直営と委託とのコスト比較、委託効果の検証等が十分に行われ、適正かつ効率的に事務事業の外部委託が実施されることを要望するとともに、今後とも、行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図る観点から、民間でできることはできるだけ民間に委ねることを基本として、アウトソーシングが積極的かつ計画的に推進されることを期待するものである。

「別表」業務類型(詳細)別の状況

(単位:件、千円、%)

業務類型	契約件数		委託金額		契約方法				継続年数					
	件数	割合	金額	割合	一般競争入札	指名競争入札	随意契約		1年(単年度)	2年	3年	4年	5年以上	うち10年以上
							単独随意契約	見積り合せ						
11.データ入力・集計・台帳整備等データ管理業務	11	1.3	74,602	1.0		5	6	4	2	5			6	3
12.各種アンケート・統計・調査業務	9	1.0	106,440	1.4		5	4	4		5	1		3	2
13.普及・啓発業務	24	2.8	67,441	0.9			24	22	2	17		2	5	3
14.窓口サービス業務	4	0.5	70,174	0.9	1	2	1	1		1	1		1	1
15.印刷製本業務	7	0.8	48,149	0.6		4	3	2	1	4	1		2	1
16.運送・輸送等業務	13	1.5	235,317	3.1		2	11	9		9	2		2	2
17.免許試験等業務	2	0.2	11,252	0.2			2	2					1	1
18.その他	16	1.8	169,243	2.2		1	15	15		6	1		2	7
小計	86	9.9	782,618	10.3	1	19	66	59	3	47	6	4	27	19
21.情報化関連業務(コンピュータシステム開発・変更・運用・保守等)	101	11.6	1,685,097	22.1	3	9	89	89		42	10	8	35	3
22.機器・設備の保守管理業務(上記21及び庁舎等維持管理業務を除く)	81	9.3	1,001,989	13.1	2	34	45	44	1	19	6	2	6	18
23.検査・試験・分析測定等業務	24	2.8	181,103	2.4		8	16	10	6	11	4		1	8
24.調査研究業務(計画・構想策定のための調査研究等)	44	5.1	190,651	2.5		11	33	31	1	35		1	1	7
25.技術指導・相談・訓練等業務	66	7.6	374,342	4.9			66	43		18	13	8	4	16
26.設計・測量・地質調査等業務	10	1.2	79,155	1.1		8	2	2		9				1
27.その他	107	12.3	619,108	8.1	1	12	94	91	1	50	8	6	4	39
小計	433	49.9	4,131,445	54.2	6	82	345	310	9	184	41	25	22	161
31.イベント等の企画運営業務	39	4.5	155,644	2.0		7	32	23		27		1		8
32.研修会・講習会等の企画運営業務	36	4.2	262,070	3.4		1	35	35		1	2	1	3	7
33.その他	7	0.8	26,063	0.4			7	6	1	3	1			2
小計	82	9.5	443,777	5.8		8	74	64	10	31	3	2	3	43

業務類型	契約件数		委託金額		契約方法				継続年数						
	件数	割合	金額	割合	一般競争入札	指名競争入札	随意契約		1年(単年度)	2年	3年	4年	5年以上	うち10年以上	
							単独随意契約	見積り合せ							コンベ式等
庁舎等維持管理業務	9	1.0	51,825	0.7			9			2			7	3	
	31	3.6	144,556	1.9		9	22	17	5	5		1	25	13	
	21	2.4	70,817	0.9		2	19	16	3	3	1		17	7	
	9	1.0	22,024	0.3		7	2	1	1	2	4		2	1	
	56	6.5	553,622	7.2	1	19	36	35	1	3	1	3	46	34	
	12	1.4	67,405	0.9		2	10	9	1	2		2	6	4	
	17	2.0	92,572	1.2		13	4	1	3				1	16	12
	45	5.2	389,032	5.1		19	26	25	1	9	5	1	3	27	10
	200	23.1	1,391,853	18.2	1	71	128	113	15	22	7	10	146	84	
	11	1.3	83,903	1.1		1	10	5		5	4	1		1	
	6	0.7	15,160	0.2		1	5	2		3	5				
	4	0.4	84,697	1.1			4	4			1	1		2	1
	45	5.2	693,685	9.1		8	37	34		3	17	7	1	18	13
	66	7.6	877,445	11.5		10	56	45		11	27	12	5	21	14
867	100.0	7,627,138	100.0	8	190	669	591	27	51	84	43	38	398	207	
合計															
その他業務															